

1 事業所の利用状況

1) 月別利用状況

1年間の利用者の移り変わり
りと利用状況を表した内容
で、平成28年度の新規利
用者総数は2名、退所者は
2名で、平成28年3月末
日現在の利用者数は、43名
である。※登録者数は50名
平成28年度の総開業
日数は255日、総利用延
べ人数は8,763人、1日
当りの年間平均利用人数は
34.4人となった。

利用者 月別	登録者			開所 日数	利用延べ人数
	新利用	退 所	月末数		
4月	0	1	50	21	698
5月	0	0	49	22	741
6月	1	0	50	21	729
7月	0	0	50	21	731
8月	0	0	50	22	760
9月	0	0	50	22	756
10月	1	0	51	21	720
11月	0	0	51	22	777
12月	0	1	51	20	668
1月	0	0	50	20	691
2月	0	0	50	20	692
3月	0	0	50	23	800
計	2	2		255	8,763

2 利用者の状況

1) 性別・年齢別調

表1は、平成28年3月末日登録者50名
の性別・年齢別調で、最高年齢者は69歳
の男性、最低年齢者は19歳男性で、メンバー
の平均年齢は、43歳となっている。
前年度に比較して、今年度は2歳老齢化した。

(表1)

年齢 \ 性別	男	女
20歳未満	1	0
20歳 ~ 30歳未満	7	5
30歳 ~ 40歳未満	3	2
40歳 ~ 50歳未満	6	8
50歳 ~ 60歳未満	8	4
60歳以上	6	0
計	31	19

2) 性別・障害別状況調

障がい種別に特化しない取り組みを始めて、10年が経過した。平成29年3月末日登録者50名をその所持する障害手帳から分類したのが、(表2)である。※1名については、手帳未取得。

また、1級年金保持者が11人あり、全体の出勤者数の約25%となっている。

(表2)

障害内容 \ 性別	男	女
知的障害	22	12
身体障害	4	2
精神障害	10	7
※重複障害	(5)	(3)
計	36	21

3) 通所手段

表3は、平成29年3月度登録者50名の通所手段をまとめたものである。通所手段方法は、最寄駅等の所定場所と事業所間の移送、事業所と自宅間等の移送も実施している。そのため、事業所自家用車の利用者は、増加傾向にある。

(表3)

手段 \ 性別	男	女
徒歩	0	1
自転車	2	1
単車・自家用車	1	1
一般交通機関のみ	0	0
一般交通機関と 事業所自家用車	7	4
自家用(家族含む)と 事業所自家用車	0	2
事業所自家用車のみ	21	10
計	31	19

4) 利用者の居住市町村調

表4は、平成29年3月末日登録者50名の訓練等給付費請求先市町村である。

(表4)

町 村 \ 性別	男	女	計
串本町	24	13	37
古座川町	4	5	9
太地町	1	0	1
那智勝浦町	0	1	1
新宮市	1	0	1
市原市	1	0	1
計	31	19	50

5) 利用経路

表5は、平成28年度のエコ工房四季新規利用者2名(男性2名)の当事業所利用の経路を示したものである。

(表5)

紹介経路	性別	男	女
デイケア・病院からの紹介		0	0
相談支援事業所の仲介		2	0
支援学校から		0	0
町役場担当者の紹介		0	0
その他		0	0
計		2	0

6) 利用辞退者の状況

表8は、障害福祉サービス受給証の交付を受け、当事業所利用者として登録をし、1回でも利用された方のうち、平成28年度中に利用辞退となった方は2名であった。

(表6)

理由	性別	男	女
自己都合		0	0
入院及び他支援施設移行		0	0
その他		0	2

3 個別支援の目標と実施

1) 職員会議実施体制の充実に向けた取り組み

みんなで話し合える職員会議にて事業所での取り組みや課題などの検討を行った。

職員会議は毎週木曜日開催し、その内容は行事や支援計画の策定をはじめとした利用者処遇に関してと、虐待防止及び行動障害に対する支援のあり方などを強化した内容の会議を行った。

また、講師を招き、人権擁護、授産事業、職員のメンタルケア等についても連続研修を行った。

2) 個別支援計画の策定と支援の在り方

運営規程により、サービス管理責任者が中心となって利用者の個別支援計画策定をとりまとめることになっている。毎週木曜日の定例の職員会議で個別支援計画を検討する場を持った。この検討の場では、利用者一人ひとりについての支援計画を『個別支援計画』としてまとめることとしている。

3) 個別支援計画策定後の課題

策定が終われば事は終了ではなく、策定後、計画に基づいた実施が予定通り遂行できているのか？出来なければ、何が原因であるのか、そしてプランに掲げられた課題遂行と共に次のプラン作成等、モニタリングを行うことが大切であり、PDCAサイクルに基づき、より一層充実したサービスの提供を行えるよう、職員のきめ細かな対応や、新たな専門的な知識のスキルアップが必要である。

4 健康管理

1) 感染症対策

エコ工房独自の感染マニュアルを設け対策をとる。手洗い・うがい・手指の消毒の励行や作業室・コミュニティルームに空気清浄機を設置し、感染症のまん延防止に努めた。

2) 健康チェックの実施

全員を対象に、3ヶ月に1回を目安に、血圧、脈拍、体温、体重の測定を実施する予定だったが、今年度については、秋の年1回の健康診断のみとなってしまった。ただ、身体状況に何らかの変化が出現した対象者については、毎日決められた時間帯でのバイタルチェックを行い記録を残すようにし、ご家庭や受診医療機関への情報提供に努めた。

3) 健康診断

今年度も、和歌山県民総合検診センターに委託し一般健康診断を依頼した。

表1はその検査内容、表2は指導区分結果である。

(表1)

検査名	検査項目
内科診療	問診、聴打診、身長、体重、BMI、視力、聴力
脂質	中性脂肪、総コレステロール、HDLコレステロール
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP、尿ウロビリノーゲン
腎機能	尿蛋白、尿潜血
貧血	ヘマトクリット値、赤血球数、白血球数、血色素量
呼吸器	胸部X線間接撮影
循環器	心電図(標準12誘導)、血圧検査
糖尿病	空腹時血糖、尿糖

(表2)

指導区分	対象者数
異常なし	0
要観察	29
再検査	8
要精密検査	14
治療中	10
要医療	4

5 就労継続支援の状況

1) 作業日及び一日の流れと就労時間

原則として、月曜日から金曜日が開業日であるが、一部日曜日も開所した。
開業日の1日の作業時間の流れは以下のとおりで、実質就労時間は5時間であった。

9:20 ~	ラジオ体操
9:30 ~	朝礼（作業についての打ち合わせなど） 作業取り組み準備、各班に別れ作業開始
12:00 ~	昼食
13:00 ~	作業再開
15:30 ~ 16:00	清掃・終礼（振返り、事務連絡など） ※午前、午後15分の休憩あり(全員一緒の時間ではない)

2) 工賃作業の内容

委託業務

- ・ 串本町の委託業務
- ・ 古座川町の委託業務
- ・ ダートコーヒー串本支店 業務委託作業
- ・ 潮岬青少年の家の清掃業務、枕カバーの洗濯、アイロンかけなどの委託作業
- ・ ディーゼルエンジン排気ガスに含まれる、窒素酸化物を還元するために使用する尿素水（エコソーライト）の製造、販売

自前作業

- ・ EM培養液・EM ぼかし製造販売
- ・ 農作業（梅林、なんたん蜜姫、野菜等）箱おり
- ・ 古着のリユース（販売）業務
- ・ その他（アクセサリ作り、箱おり）

3) 工賃額の決定と支給日

利用者各人の工賃は『エコ工房四季利用者就労規定』に基づいて支給決定している。
 工賃の払日は毎月月末とし、翌月の25日を支給日としました。

工賃の構成項目	内 容
役 職 手 当	リーダー手当 1,500円/1ヶ月（開所日の9割以上出勤が条件） 1,000円/1ヶ月（開所日の7割～9割未満出勤） 500円/1ヶ月（開所日の5割～7割未満出勤） サブリーダー手当 750円/1ヶ月（開所日の9割以上出勤が条件） 500円/1ヶ月（開所日の7割～9割未満出勤） 250円/1ヶ月（開所日の5割～7割未満出勤）
出 勤 奨 励 手 当	1. 皆 勤 2,000円/1ヶ月 2. 精 勤 1,000円/1ヶ月
能 力 手 当	別に定める評価項目による作業場での能力評価による手当で、1日0円から400円の幅で支給する。 利用開始3ヶ月間は支給されない。
基 本 給	1. 利用開始500円/1日
施 設 外 就 労 手 当 貢 献 手 当	1. 50円/1日利用開始3ヶ月間は支給されない。 2. 50円/1日利用開始3ヶ月間は支給されない。
新 規 事 業 取 組 手 当	1. 100円/1日利用開始3ヶ月間は支給されない。
特 別 出 勤 手 当	500円/1日（半日出勤の場合も同じ）

- ・ 工賃月額最高総額は26,030円、最低額は、3,685円
- ・ 平均月工賃支給額は、13,945円で、時給換算すると172円

4) 年間のお出席率（退所者も含む）

- ・ 年間開所日255日（月平均開所日は21日）

出席率 %	0 ～ 10末	10 ～ 20末	20 ～ 30末	30 ～ 40末	40 ～ 50末	50 ～ 60末	60 ～ 70末	70 ～ 80末	80 ～ 90末	90 ～ 100末	100	計
性別												
男	3	1	1	1	2	2	1	1	2	15	2	31
女	4	3	1	1	0	1	0	0	3	8	0	21
計	7	4	2	2	2	3	1	1	5	23	2	52

6 行事

作業場以外での利用者間の交流や利用者の社会見識を広めることを目的として、社会見学やスポーツ等の余暇活動を実施した。実施日については、日曜の開催の行事もある。

行事名	実施日	参加利用者数	目的地・実施場所
お花見	4月2日(土)	33名	古座川町佐田
遠足	5月17日(火)	33名	潮岬 望楼の芝
バリアフリー音楽祭	6月5日(日)	12人	串本町文化センター
バーベキュー	7月18日(土)	31人	エコ工房四季
エコ祭り	9月17日(土)	33人	エコ工房四季
グランドゴルフ	10月10日(月)	30人	青少年の家
日帰り旅行	11月19日(土)	39人	和歌山県有田川町 有田川鉄道公演
クリスマス会	12月23日(水)	37人	エコ工房四季
鏡開き	1月9日(月)	33人	エコ工房四季

7 給食の状況

衛生管理

*厚生労働省医薬食品局食品安全部の「大量調理施設衛生マニュアル」に基づき、調理場の衛生管理点検・水道水の残留塩素濃度・各種記録等の管理を継続して行っております。

*例年どおり調理員の検便は毎月全員実施しており、食品安全基準に基づき、衛生管理に特に注意を払い、平成28年度の給食施設等調査指導においても特に問題なしとの結果をいただきました。また、和歌山県食品衛生管理認定制度において自主管理レベル3の認定もいただいております。2月に行われた給食施設ノロウイルス調査においても調査結果に問題はありませんでした。

8 職員研修

- ・ 職員自身が講師を務める伝達研修
- ・ 講師を招き、実際に現場で起こっている色々な問題点や・職員が抱えている支援に対する疑問点など。
- ・ 今後の授産事業について

9 研修の受け入れ

- ・ 兵庫県三田市短期大学生 1 名の実習。
- ・ 県社協より大学生 1 名の実習（介護等体験事業）
- ・ みくまの支援学校生、3 年生 1 名、2 年生 2 名

13 苦情への対処

日々の利用者の交友関係や作業面における不安等の感情は、対人関係だけでなく、精神的（情緒不安定）のため、増幅される傾向も強い。勿論、不満感情などを利用者自身が自己処理できる段階での介入は控えるべきであろうが、その見極めはなかなか難しく、職員にあっては、日々、接する中で、アンテナを張りめぐらし、適切な対処が求められている。対利用者にあつては、個人が抱く当事業所への不満などについて、集団活動での利用者同士の話し合いの時間を持つたり、自由に投函できる目安箱を設置したりし対応しているが、利用者の日々の訴えについて耳を傾け、その場その場で対応し、不満感情が蓄積しないよう努めている。特に、言語による訴えの出来ない利用者にあつては、『連絡帳』にて保護者との情報交換を密接にすることを、日々の業務の中で、実践している。現象的には、利用者やご家族からの苦情の取り扱いの受付はなかった。

（表 1）

対応者 申出者	施設長	苦情受付担当者	その他
利用者	0	0	0
利用者家族	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	0	0

14 地域社会とのつながり

障害者総合支援法下で、エコ工房四季は何らかの理由により一般就労に手の届かない障がい者に対し、働く場を提供し、より高額な工賃の支給をできるように努力しなければいけない。そして、何らかの障がいをかかえた方でも、地域社会で当たり前のように生活し続けることが出来るよう支援することが求められている。（ノーマライゼーション）

多くの場合、前者の就労の場及びより高額な工賃の支給を追い求めがちだが、人間の一生を考えた場合、地域社会での生活の継続が出来ることの方がより重要であると考えます。

この地域社会での生活の継続への取組みは一朝一夕にできるものではなく、日々の地道な取組みの中から醸し出されてくるものであると考えている。

平成 28 年度は、社会福祉法人つばさ福祉会の 10 周年記念と一緒に『エコ祭り』の開催をい、地域の方などにも一緒に取り組んでもらい、売店やバンド演奏、ダンスなど催しも実現できた。

また、あらゆる場面で地域の方と接することがおおく、エコ工房四季のことや、障がいを持った方への理解も深められたと感じています。

※ 古座川町公衆トイレ清掃では、匿名でトイレに「いつもきれいにしてくれてありがとう」など手紙を置いて下さることも出てきています。

1 事業所の概要

事業所の名称 道しるべ
所在地 〒649-4115 和歌山県東牟婁郡串本町古座昭和丁 1035-3
電話 0735 (72) 1237 FAX 0735 (72) 1991

設置・経営主体 社会福祉法人 つばさ福祉会

障害福祉サービス
業者指定日 平成25年 12月 1日

2 事業所の目的と運営方針

- 1.) 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うよう努めます。
- 2.) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の提供に努めます。
- 3.) 自らその提供する指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 4.) 関係法令等を遵守します。

3 利用者の状況

1) 性別・年齢別調

- ・ 12月までは27名の方に利用。

年齢 \ 性別	男	女
20歳未満	0	0
20歳～30歳未満	4	3
30歳～40歳未満	2	1
40歳～50歳未満	3	4
50歳～60歳未満	5	4
60歳以上		1
計	14	13

2) 利用事業所別

- ・ 法人内の利用
- ・ 他事業所の利用
- ・ 在宅
- ・ 併用利用

利用事業所別	人
エコ工房四季	21
他B型事業所	1
エコ工房四季・生活介護併用	1
在宅	4

3) 月別 モニタリング数

月	件数	月	件数	月	件数
4月	11	8月	9	12月	17
5月	13	9月	12	1月	1
6月	13	10月	9	2月	1
7月	9	11月	11	3月	0

※ H28年度の月平均モニタリング数は8.8件でした。

※ モニタリング頻度は、昨年度と比べ半数になりました。

4) 道しるべ休止

諸事情により、平成29年3月末をもって、指定特定相談支援事業所「道しるべ」の活動休止となる。

27名の利用者については、他法人の相談支援事業へ全て引継ぎを行った。